

申立人が別荘として所有する居住制限区域（富岡町）の不動産（土地建物）について、原発事故により別荘としての価値は失われているとして全損と評価して、土地建物の財物損害の賠償を認めた上で、土地に設置されていた土留めのためのコンクリート擁壁の工事費用（一部）についても賠償を認めた事例（被申立人は、コンクリート擁壁の工事費用は、土地の評価額に含まれると主張していた。）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2（以下、併せて、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 別紙物件目録1記載の土地に係る財物損害

金5,501,496円

イ 同目録2記載の建物（居宅）に係る財物損害（同建物の修繕・清掃費用は含まない。）

金3,721,368円

ウ 同目録3記載の建物（付属家）に係る財物損害（同建物の修繕・清掃費用は含まない。）

金2,749,313円

エ ア記載の土地上の擁壁工事部分

金1,000,000円

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目についての和解金として、申立人X1に対し、合計金12,972,177円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち金9,986,815円を支払済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 確認条項

申立人ら及び被申立人は、本和解契約書第1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年6月2日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 上妻英一郎）